

# 第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書 (案)

第2次変更計画

(変更部分のみ)

(神奈川森林計画区)

自 令和5年4月1日

計画期間

至 令和10年3月31日

関 東 森 林 管 理 局

## 神奈川森林計画区の第6次地域管理経営計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 協定締結による国民参加の森林づくりの「社会貢献の森」について、新規設定の公募を行い協定内容が決定し、また既存の協定について協定解消したため、「6 国民の参加による森林の整備に関する事項」「（1）国民参加の森林づくりに関する事項」「（2）社会貢献の森」を変更する。

なお、本変更計画は、令和8年4月1日から適用する。

## 【変更項目】

### 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 国民参加の森林(もり)づくりに関する事項

##### ② 社会貢献の森

名 称	面積(ha)	位置 (林小班)
<u>ドコモ</u> 丹沢清流の森 (協定解消)	0.23	103 ろ5
<u>ジオリーブの森林</u>	0.19	104 い4